台東区公衆喫煙環境の整備指針

台東区

令和８年１０月

目次

第１章　指針策定の背景と目的　・・・　1
　　１　背景　・・・　1
　　２　目的　・・・　1

第２章　喫煙環境を取り巻く現況と課題　・・・　2
　　１　喫煙環境の変化　・・・　2
　　２　区のこれまでの取り組み　・・・　3
　　（１）公衆喫煙所の整備　・・・　3
　　（２）喫煙マナー指導の強化　・・・　6
　　３　屋外の喫煙に関する意見　・・・　6
　　（１）意見の推移　・・・　6
　　（２）意見の内容　・・・　7

第３章　今後の取り組み　・・・　9
　　１　公衆喫煙所整備の推進　・・・　9
　　（１）公衆喫煙所の定義　・・・　9
　　（２）整備エリアについて　・・・　9
　　（３）整備手法　・・・１０
　　２　喫煙マナー向上の推進　・・・１１
　　（１）喫煙マナーの指導　・・・１１
　　（２）台東区喫煙ルールの周知・普及啓発　・・・１２
　　（３）まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発　・・・１３
　　３　喫煙ルールの見直し　・・・１４

第４章　喫煙環境整備の今後の方向性　・・・１４

・区内の公衆喫煙所一覧　・・・１５

第１章　指針策定の背景と目的

１　背景

令和２年４月に「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行され、望まない受動喫煙をなくす社会的合意が醸成されつつあります。法及び条例の施行前は、事業所や飲食店など屋内で喫煙することが可能でしたが、施行後はそれらの場所での喫煙が制限されたことにより、道路、公園など屋外の公共の場所や、駐車場などの私有地で、無秩序な喫煙が増加し、喫煙に関するトラブルが急増しています。

本区においても、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てに加え、路上喫煙に対しても受動喫煙による健康への影響を心配する声や、屋外における分煙を徹底すべきとする意見が寄せられています。

こうした意見や要望に対して、改正した「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」を令和３年４月１日に施行し、以前より禁止であったポイ捨てに加え、歩きたばこ（自転車等の乗車中の喫煙を含む）を禁止とするとともに、朝７時から９時までを喫煙禁止時間と定め、公衆喫煙所を除く公共の場所での喫煙を禁止としました。

また、公衆喫煙所の整備による分煙対策に加え、喫煙等マナー指導員による巡回指導やマナー啓発など、様々な施策に取り組んでいます。

しかし、たばこを取り巻く課題は解決には至っておらず、今後も、喫煙環境の変化に応じた取り組みの推進が求められています。

２　目的

本指針において、公衆喫煙環境に関する課題と対策を整理し、区の取り組みの方向性とその内容を明らかにすることで、歩きたばこやポイ捨てがなく、たばこの煙や臭いに困ることのない快適な環境の整備を推進し、喫煙する人もしない人も共存できる「分煙」社会の実現を目指します。

第２章　喫煙環境を取り巻く現況と課題

１　喫煙環境の変化

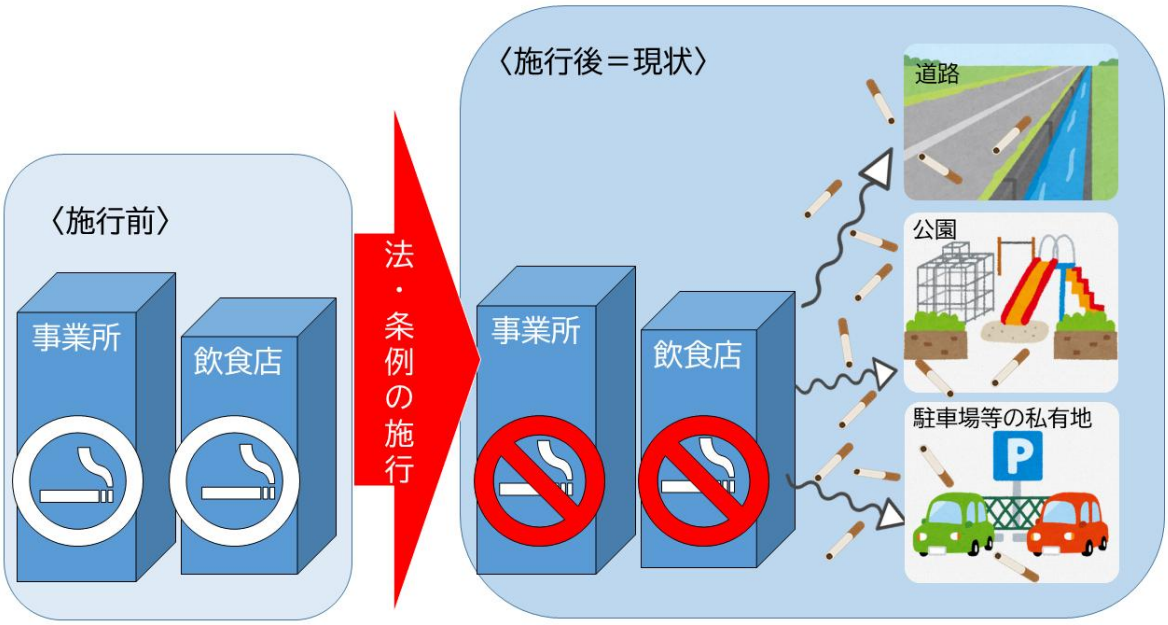
令和２年４月に「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」が全面施行されたことにより、屋内での喫煙が大きく制限されることとなりました。

その結果、本区においても、屋外での喫煙が増加するなど喫煙環境を取り巻く現況は大きく変化したため、区条例の改正などの対策を講じています。

<国・都・区の主な動き>

平成 31 年 1 月 （2019 年）	国 ・ 都	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例　一部施行 ・国及び地方公共団体の責務 ・喫煙する際の配慮義務等
令和元年 7 月 1 日 （2019 年）	国	改正健康増進法　一部施行 ・学校、医療機関、児童福祉施設等、及び行政機関などは、敷地内禁煙（一定の要件を満たした屋外喫煙場所を除く。）
令和元年 7 月 1 日 （2019 年）	区	台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針　実施 ・区有施設においては、屋内、屋外を原則禁煙。路上での喫煙対策、禁煙場所の確保等の観点から、分煙施設となる公衆喫煙所の整備を進めていく考え方を定めた。
令和元年 9 月 1 日 （2019 年）	都	東京都受動喫煙防止条例　一部施行 ・幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などは、敷地内禁煙（屋外喫煙場所であっても設置不可） ・飲食店における店内の喫煙状況について、店頭表示義務（禁煙の場合も禁煙の標識を掲示）
令和 2 年 4 月 1 日 （2020 年）	国 ・ 都	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例　全面施行 ・多数の者が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙（一定の要件を満たした場合は、屋内喫煙所の設置可）
令和 3 年 4 月 1 日 （2021 年）	区	東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例　一部改正施行 ・歩きたばこ禁止を規定 ・喫煙禁止時間（午前７時～午前９時）の指定 ・たばこの定義を追加（加熱式たばこの規定）

<喫煙環境の変化イメージ>





2　区のこれまでの取り組み

（１）　公衆喫煙所の整備

区では、屋外における分煙の促進と、たばこのポイ捨てなどの防止のために、公衆喫煙所の整備を推進してきました。

不特定多数が利用する駅出入口至近及び通学路に面した道路上の公衆喫煙所などについては廃止を行い、新たに整備する場合は、喫煙しない方にも配慮した公衆喫煙所を設置しています。

また、令和４年度からは、公衆喫煙所の整備に対する設置経費等に係る助成制度を開始し、民間事業者等に対して設置を働きかけています。

整備した公衆喫煙所の例

松葉公園内【コンテナ型】（令和６年３月 整備）



（外観）



（内観）

中小企業振興センター駐車場内【トレーラー型】（令和７年１月 整備）



（外観）



（内観）

改良整備した公衆喫煙所の例

池之端二丁目公衆トイレ横【開放型→コンテナ型（２４時間運用）】
（令和３年９月 整備）



（改良前）



（改良後）



日中利用スペース（7：00～19：00）



（外観）



（内観）

夜間利用スペース（19：00～7：00）

廃止した公衆喫煙所の例

ＪＲ鶯谷駅南口陸橋脇
（令和２年６月 廃止）



東京メトロ仲御徒町駅 A8 出口北
（令和３年３月 廃止）



（２） 喫煙マナー指導の強化

平成２０年度より、歩きたばこやポイ捨てなどを防止し、まちの美化の促進を図るため、喫煙等マナー指導員によるマナー指導を実施しています。

また、平成３０年度以降、「改正健康増進法」や「東京都受動喫煙防止条例」の施行に伴う屋外における喫煙の増加等に対応するため、指導体制を強化しています。

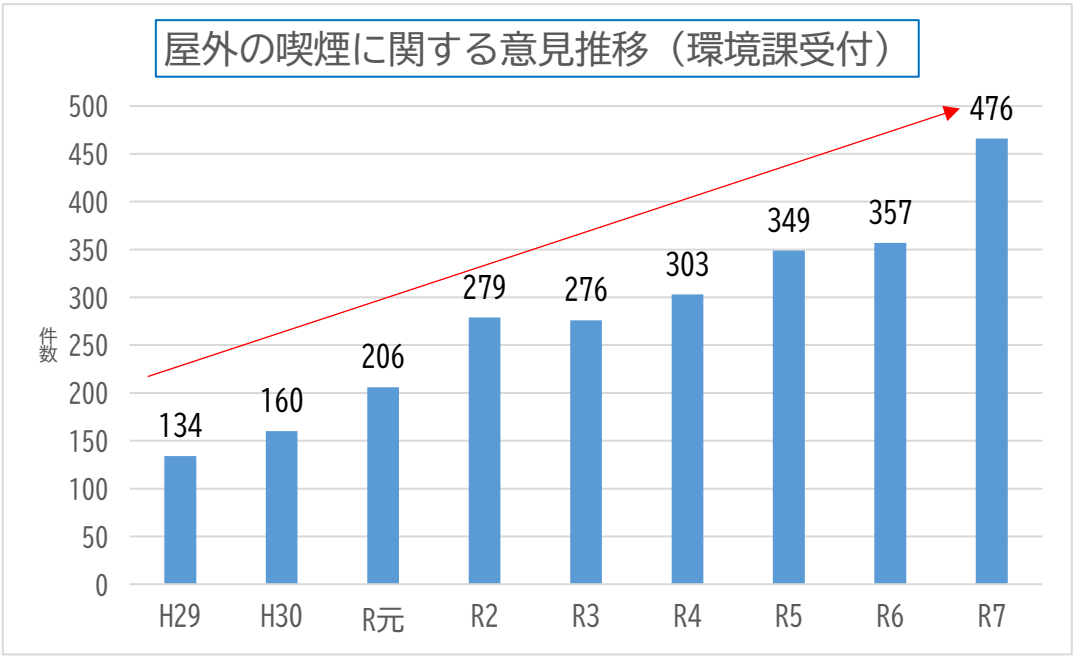
<喫煙マナー指導の強化変遷>

平成３０年度	放置自転車対策と連携したマナー指導員に加え、喫煙マナーに特化した指導員２名を配置
令和２年度	喫煙マナーに特化した指導員を増員（2 名→6 名）
令和５年度	喫煙マナーに特化した指導員を増員（6 名→10 名）
令和６年度	喫煙マナーに特化した指導員のみを配置 ・巡回班 8 名 ・駅周辺を重点的に巡回する駅前班 6 名 ・自転車で広範囲を巡回する機動班 2 名

３ 屋外の喫煙に関する意見

令和２年４月の「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行やコロナ禍後の社会経済活動の回復などに伴い、屋外の喫煙に対する意見の数は増加しています。

（１） 意見の推移

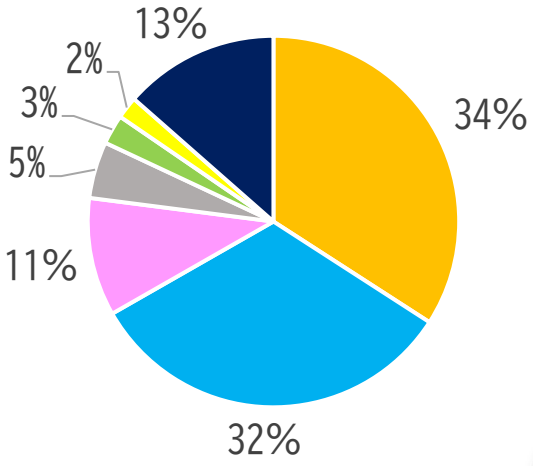


（２） 意見の内容

① 意見の内訳

屋外の喫煙に関する意見の内容を見ると、たばこのポイ捨てや、路地裏などの一定の場所が自然と喫煙スポット化し喫煙者が集まってくることに対する意見が半数以上を占め、分煙の徹底と、公衆喫煙所の整備、台東区喫煙ルールの周知の充実、マナー指導の強化を求める意見が多くあります。

屋外の喫煙に関する意見内訳（令和７年度）





■ポイ捨て（路上喫煙）に対する意見

・「○○通りで毎朝ポイ捨てする人を見かける」

■路地裏などの喫煙スポット化に対する意見

・「自宅の前の○○通りで毎朝会社員がたばこを吸っている」

・「○○小学校のグラウンドの近くが喫煙スポットになっている」

■区条例に対する意見

・「24 時間全面禁煙にして過料を取るべきじゃないか」

■公衆喫煙所に対する意見

・「家の周りに公衆喫煙所がなく困っている」

・「○○駅の周辺に公衆喫煙所を整備してほしい」

■歩きたばこに対する意見

・「○○付近で歩きたばこをしている人を見かけるので、区が指導してほしい」

■店先等の灰皿に対する意見

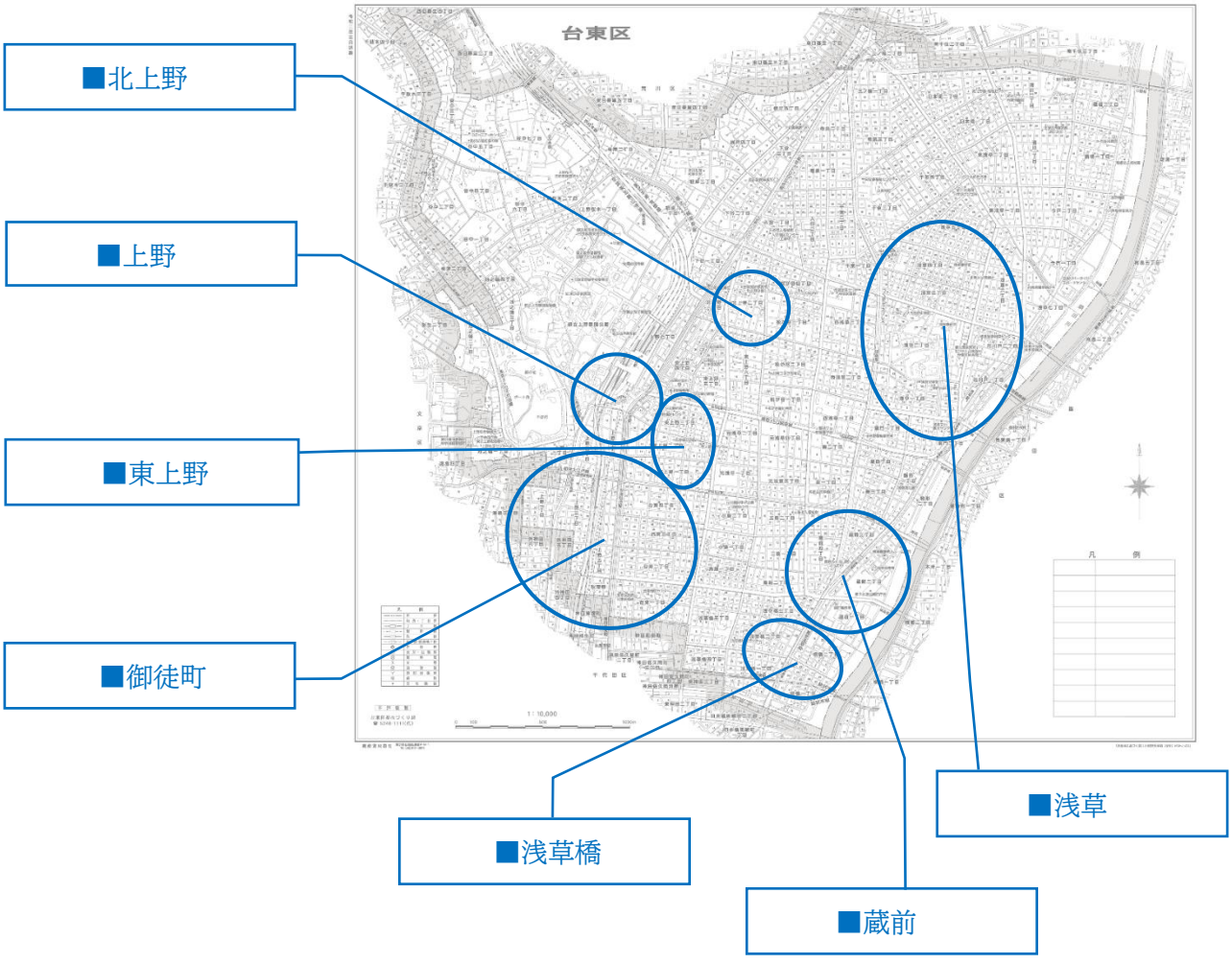
・「○○飲食店の店先に灰皿が置かれており、喫煙者が集まっている」

■その他（公園での喫煙やマナー指導員に対する意見など）

・「○○公園で喫煙している人がいる。子供を遊びにつれていくこともできないので、区が注意してほしい」

② 意見が多く寄せられる場所

喫煙マナーについて、多くの意見が寄せられる場所は、下図のとおりです。



第３章　今後の取り組み

喫煙する人としない人が共存できる環境の充実を図るためには、公衆喫煙所の整備による分煙対策や、喫煙マナーの普及啓発などの施策を、同時かつ平行して進める必要があります。

１　公衆喫煙所整備の推進

令和７年国民生活基礎調査によると、喫煙率（20 歳以上）は、東京都全体で 14.7%（男性 22.5%、女性 7.3%）であることから、一定数の喫煙者がいることを鑑みて、喫煙する人が法令やマナーを守って吸えるよう、十分に配慮していくことが重要です。

区では、「台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針」等に基づき、喫煙しない方にも配慮した公衆喫煙所を整備し、屋外における分煙を推進します。

（１）　公衆喫煙所の定義

公衆喫煙所とは、次の要件を満たすものを指します。

① 不特定多数の喫煙者が無料で利用できる喫煙場所

② 区が設置もしくは指定する屋内外の喫煙場所

（２）　整備エリアについて

これまで、公衆喫煙所を整備してほしいという意見が多く寄せられている場所、路上喫煙やポイ捨てなどのマナー違反についての意見が多い場所について、重点的に公衆喫煙所を整備する「重点整備エリア」として設定していました。

「第３章　３　喫煙ルールの見直し」のとおり、令和１０年度以降（予定）、区内全域の屋外における公共の場所を終日禁煙とすることを踏まえ、各地域における喫煙の状況等を総合的に考慮したうえで、区内全域において公衆喫煙所の整備を推進します。

（3）整備手法

分煙対策のとれた公衆喫煙所を整備することにより、マナーを守って喫煙できる環境、そしてたばこの煙、臭いやポイ捨てなどに困ることのない環境を整備します。

公衆喫煙所の整備には、用地の確保など多くの課題があります。そのため、区による整備に加え、民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援を行い、公衆喫煙環境の整備を図ります。

①区による公衆喫煙所の整備
②民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援
③公衆喫煙所としての指定

① 区による公衆喫煙所の整備

「台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針」等に基づき、区有施設等の敷地を活用し、区による整備を行います。整備にあたっては、地域住民等に対して十分な説明を行い、理解を得たうえで進めます。

② 民間事業者等による公衆喫煙所の整備に対する支援

民間事業者等に対して公衆喫煙所の設置を働きかけ、設置経費等を助成します。

③ 公衆喫煙所としての指定

既にある民間事業者等の喫煙所の情報収集を行い、より幅広い方に利用いただけるよう、区の公衆喫煙所としての協力を依頼します。協力可能な場合は、区の公衆喫煙所として指定し、公衆喫煙所ウェブマップ（区公式ホームページ）への掲載などを通じて利用促進に努めます。

2　喫煙マナー向上の推進

（1）　喫煙マナーの指導

　喫煙マナーの向上のため、喫煙等マナー指導員による啓発活動を実施します。

①　喫煙等マナー指導員による巡回指導

　喫煙等マナー指導員が、公衆喫煙所及びマナー指導が必要な場所を巡回し、指導を行います。

　また、公衆喫煙所周辺などにおいて、たばこのポイ捨てなどの清掃を実施し、まちの美化を促進します。

　あわせて、駅前における啓発キャンペーンを実施します。

②　丁寧な個別対応の取り組み

　歩きたばこ、ポイ捨て、路上喫煙などに関する意見が多い場所には、類似した特徴があります。意見をいただいた場所の現地確認を行い、重点的に巡回しマナー指導を行うことにより、効果的なマナー指導に取り組みます。





喫煙等マナー指導員

（２） 台東区喫煙ルールの周知・普及啓発

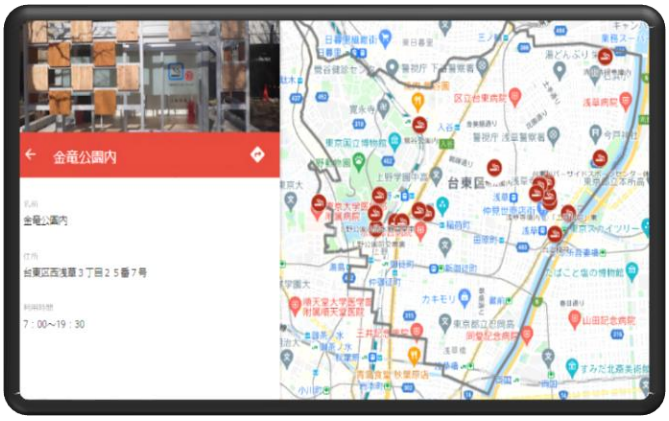
喫煙する方だけでなく、喫煙しない方にも本区の喫煙ルールを知っていただくため、様々な情報媒体を用いて喫煙ルールの周知・普及啓発を図ります。

また、外国の方にも周知できるよう多言語での表記に努めます。

① 公衆喫煙所ウェブマップ

多言語に対応した公衆喫煙所ウェブマップを区公式ホームページにて公開しています。

公衆喫煙所ウェブマップの情報を基に、より多くの方が公衆喫煙所を利用できるよう、今後も各種啓発物品への二次元コードの掲載などにより、公衆喫煙所の周知を図ります。



公衆喫煙所ウェブマップ

公衆喫煙所ウェブマップ
二次元コード（日本語版）

② 路面標示シート・ブロック

主要交差点やご要望をいただいた場所を中心に、区内約７００箇所に、喫煙マナーの向上を呼び掛ける路面標示シートやブロックを設置しています。

今後も定期的な貼り替えやデザインの見直しなどの維持管理により、わかり易く効果的な啓発を行います。



路面標示シート

③ 啓発物品

ポケットティッシュなどの啓発物品や、ポスター・ステッカーなどの啓発用掲示物の作成、配布を行っています。

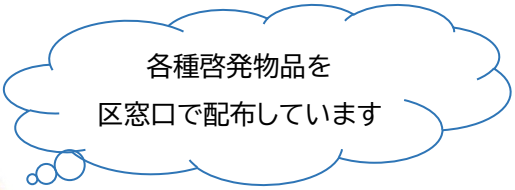
啓発物品を用いて、より多くの方へ喫煙マナーの周知・普及啓発を図ります。



ステッカー



立て札（植込み用）



屋外用ステッカー

④ 公衆喫煙所利用ルールの徹底

ごみの持ち帰りや定員の遵守など、マナーを守って快適に公衆喫煙所を利用していただくため、掲示物による注意喚起やマナー指導を行います。

（3） まちの美化に配慮した喫煙マナー向上の啓発

「自分たちの地域は自分たちできれいにする」という区民等の皆様の思いを行動に移すことが、歩きたばこやポイ捨てを行う人たちの意識を変える効果的な取り組みになります。

今後も、区民等の皆様の協力のもと、「台東区大江戸清掃隊」によるごみゼロキャンペーンなどと連携し、まちの美化の観点より喫煙マナー普及啓発を実施します。



３　喫煙ルールの見直し

改正した「東京都台東区ポイ捨て行為等の防止に関する条例」を令和３年４月１日に施行し、公共の場所において、以前より禁止であったポイ捨てに加え、歩きたばこ（自転車等の乗車中の喫煙を含む）を禁止とするとともに、午前７時から午前９時までを喫煙禁止時間と定め、公衆喫煙所を除く屋外における公共の場所での喫煙を禁止としました。

しかしながら、依然として、屋外でのマナーを守らない喫煙や吸い殻のポイ捨てに関する意見は増加傾向にあることなどから、令和１０年度以降（予定）より、喫煙禁止時間を拡大し、終日禁煙とすることで、たばこの吸い殻のポイ捨てを抑制し、まちの美化の促進を図ります。

区内全域の公共の場所において

	現行	改正案 令和１０年度以降（予定）
ポイ捨て行為	終日禁止	終日禁止
歩行喫煙	終日禁止	終日禁止
立ち止まっての喫煙	午前７時から午前９時まで禁止 （区の指定する公衆喫煙所を除く）	終日禁止 （区の指定する公衆喫煙所を除く）

公共の場所…国、都又は区が管理する道路、公園及び河川等（屋外）

第４章　喫煙環境整備の今後の方向性

引き続き、区民等の皆様の声などを勘案しながら、喫煙する人としない人の共存を図るため、区による公衆喫煙所の整備や、民間事業者等が設置する喫煙所の確保に努め、分煙対策を進めていきます。

区内の公衆喫煙所一覧（令和８年９月１７日 現在）

	名称	住所	（※）
1	上野公園前交番裏	台東区上野公園1番 65 号	区
2	JR 上野駅(広小路口)ペデストリアンデッキ上	台東区上野6丁目15番14号 JR上野広小路口ペデストリアンデッキ上	区
3	JR 上野駅(浅草口)ペデストリアンデッキ上	台東区上野 7 丁目 1 番先 JR上野浅草口ペデストリアンデッキ上	区
4	浅草寺境内二尊仏前東	台東区浅草2丁目3番1号	区
5	浅草寺境内観音前警備派出所北	台東区浅草2丁目3番1号	区
6	浅草寺境内北側トイレ南	台東区浅草2丁目3番1号	区
7	浅草寺境内はとバス駐車場西	台東区浅草2丁目3番1号	区
8	広徳公園内	台東区東上野 4 丁目 5 番 6 号	区
9	本庁舎駐車場出口横	台東区東上野 4 丁目 5 番 6 号	区
10	池之端二丁目公衆トイレ横	台東区池之端2丁目4番25号	区
11	清川清掃車庫	台東区清川2丁目24番26号	区
12	台東リバーサイドスポーツセンター体育館前	台東区今戸1丁目1番10号	区
13	鶯谷公園内	台東区根岸1丁目1番14号	区
14	金竜公園内	台東区西浅草3丁目25番7号	区
15	隅田公園内	台東区花川戸1丁目1番	区
16	上野公園正岡子規記念球場横	台東区上野公園 5 番20号	都
17	paspa 浅草橋	台東区柳橋 2 丁目 6 番 8 号	民
18	ファミリーマート台東一丁目店	台東区台東1丁目1番 14 号	民
19	セブンイレブン東上野1丁目店	台東区東上野1丁目7番1号	民
20	セブンイレブン台東松が谷1丁目店	台東区松が谷1丁目3番5号	民
21	セブンイレブン田原町駅前店	台東区寿2丁目10番10号	民

22	smokers peace in ミマツ書房	台東区台東3丁目44番4号	民
23	paspa 上野	台東区上野７丁目４番３号 上野ビル 101	民
24	paspa 御徒町	台東区上野６丁目９番１号 1F	民
25	SMOKING & COFFEE BAR SMOCO	台東区雷門２丁目 19 番 11 号	民
26	アメ横センタービル喫煙所	台東区上野４丁目７番８号	民
27	松葉公園内	台東区松が谷1丁目 12 番６号	区
28	セブンイレブン上野1丁目店	台東区上野1丁目1番12号	民
29	中小企業振興センター駐車場内	台東区小島２丁目９番 18 号	区
30	佐竹公衆喫煙所	台東区台東４丁目２番９号	民
31	上野恩賜公園野外ステージ近辺喫煙所	台東区上野公園2番	都
32	e-booth 御徒町	台東区上野3丁目22番3号	民
33	千束公園内	台東区浅草4丁目24番7号	区
34	千束通り商店街公衆喫煙所	台東区浅草4丁目36番5号	民

（※）「区（都）」…区（都）による整備、「民」…民間事業者による整備

台東区公衆喫煙環境の整備指針

令和８年１０月発行
（令和８年度登録第７０号）

台東区環境清掃部環境課
〒110-8615　東京都台東区東上野４－５－６
電　話　０３（５２４６）１２９２
ＦＡＸ　０３（５２４６）１１５９